

第60回 青森県情報公開・個人情報保護審査会会議録（市町村課（住基ネット諮問分））

1 開催日時

平成27年7月24日(金)13:15～14:30

2 開催場所

県庁舎北棟5階A会議室

3 出席者

- (1) 審査会 会長 石岡 隆司  
会長職務代理者 竹本 真紀  
委員 一條 敦子、大矢 奈美、河合 正雄
- (2) 事務局 総務部市町村課長 安藤 毅  
同課長代理 築田 潮  
同総務・行政グループマネージャー（副参事） 澤 純市  
同総務・行政グループサブマネージャー（総括主幹） 角田 正人  
同総務・行政グループ主幹 飯田 哲  
同総務・行政グループ主事 佐藤 秀樹
- 企画政策部情報システム課  
社会保障・税番号制度推進グループマネージャー（副参事） 賀川 弘之  
同社会保障・税番号制度推進グループ主幹 小玉 直史

4 案 件

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用することができる事務を条例で定めることに係る諮問についての審査

5 概 要

会長 それでは審査会を始める。まずは、今、知事から諮問があった「住基ネットにおける本人確認情報を利用することができる事務を条例で定めることについて」について審査をする。事務局から説明をお願いする。

## 【事務局からの説明】

### 1 住基条例を改正する考え方及び住基条例で規定する独自利用事務について

事務局 県では、平成27年9月定例会で、住基ネットの本人確認情報の利用ができる事務等を定める内容の住基条例改正を予定しているが、住基条例で独自利用事務を定める際には、都道府県の審議会へ諮問することとされているため、今回、本県の審議会である本審査会へ諮問するもの。

今回の条例で独自利用事務を定める件は、個人番号制度導入に伴うものであり、個人番号利用事務については、本人の実在性（架空の人物ではないこと）、同一性（他人への成りすましではないこと）を確認する拠り所として、常に住基ネットの本人確認情報（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等）を参照することが保障されているとされており、番号法で個人番号を利用できると規定された事務は、住基法でも知事が本人確認情報を利用できる事務又は提供する事務として規定されている。

また、番号法では、地方公共団体は番号法で規定された事務に加え、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務で条例で定めるものの事務の処理に関しても個人番号を利用することができることとされており、県では、同じ平成27年9月定例会で、個人番号を利用することができる事務等を定める番号条例の提案準備を進めている。

以上のことから、法律の整理と同様に、番号条例の独自利用事務について、住基ネットで本人確認情報を確認することができるよう、住基条例でも独自利用事務として定めることとし、住基条例の改正を行うものである。

### 2 住基条例で規定する各事務の内容等について

#### ・「①私立高等学校等就学支援費補助金関係事務」

私立高等学校等における教育の振興と保護者等の授業料の負担の軽減を図るもので、学校の設置者に対してその経費を補助するものである。

今回独自利用事務として規定する7事務は、審査等の際に家計の所得状況を確認する必要があり、現在は課税証明書等の提出を求めているが、個人番号の利用が開始され、情報提供ネットワークシステム稼働後は、当該システムを通じて課税情報等の提供を受けることとなる。

#### ・「②私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金関係事務」

東日本大震災により被災した幼児及び生徒の就園及び就学の機会の確保を図るため、県内の私立の幼稚園、中学校、高等学校、専修学校及び各種学校の設置者が行う私立学校の授業料減免の事業に対して経費を補助するものである。

提出書類としては、減免願、罹災証明書、課税証明書等が必要となるが、情報提供ネ

ットワークシステム稼働後は課税証明書の添付の省略が可能となり、申請者側の負担軽減に資することが期待される。

・「③高等学校等修学支援事業関係事務」（「ア 奨学のための給付金関係事務」）

授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図るという点が先程までの事務との違いであり、これについても、情報提供ネットワークシステム稼働後は、当該システムから課税情報の提供を受けることとなる。

・「③高等学校等修学支援事業関係事務」（「イ 学び直し支援金関係事務」）

高等学校等を中途退学した方のための措置であり、事務のフロー等については先ほどの教育関係の事務と概ね同様となる。

・「④肝炎治療受給者証に係る事務」

医療関係の事務であり、B型、C型ウイルス性肝炎の治療を促進するため、抗ウイルス治療に要する治療費の一部を補助するものである。

申請にあたっては、課税証明書の添付に加え、住民票の写しも添付することとなり、住基条例改正後は住民票の写しの添付省略も期待される。

・「⑤特定不妊治療費助成関係事務」

不妊治療に対する経済的な支援として申請者の方に助成金を交付するものである。

申請にあたっては、課税証明書等に加え、住民票の写しも必要となることから、住基条例改正度は住民票の写しの添付省略も期待される。

・「⑥高等学校定時制課程及び通信制課程の修学奨励金貸与に関する事務」

働きながら定時制や通信制の課程に在学する方に対して奨励金を交付するという事務であり、事務のフローはこれまでの教育関係事務とほぼ同様だが、住民票の写しも必要となることから、住基条例改正度は住民票の写しの添付省略も期待される。

・「⑦授業料等減免事務」

県立高校の授業料免除事務であり、事務のフローはこれまでの教育関係の事務とほぼ同様。住民票の写しも必要となることから、住基条例改正度は住民票の写しの添付省略も期待される。

なお、独自利用事務は住基法に基づいて規定されるものであることから、当然、住基法の本人確認情報の保護や罰則の規定が適用されることとなる。また、県で規定してい

るセキュリティ関係規程についても法定事務と同じ取扱いとなる。

### 3 個人番号利用独自利用事務について

独自利用事務は、申請時における添付資料の省略といった県民の利便性向上を第一に、行政運営の効率化の観点を踏まえて選定している。

具体的には、独自利用事務の基準として、番号法第9条第2項で「社会保障、税、防災に類する事務」とされていることから、番号法別表に記載されている事務に関連する事務を全庁に調査した上で選定している。

また、もう一つの基準として、国の特定個人情報保護委員会が市町村との情報連携のための要件として規則で定めることとなっている、番号法別表第2に掲げられた事務に準ずるもので、「事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的の同一性」、「事務の類似性」及び「情報提供者及び提供を求める特定個人情報の同一性」という要件を満たしているものを選定している。

なお、特定個人情報保護委員会からは、今回の7事務について、現時点ではこれらの要件を満たしていると考えられるとの見解が示されている。

加えて、個人番号の利用による事務処理の影響を考慮し、「授業料等減免事務」を例とすれば、この申請は、法別表事務である高等学校等就学支援金の支給事務と同一のタイミングで手続きが想定されるため、これを独自事業事務としない場合は、法別表事務では添付書類の提出を省略したにも関わらず、授業料減免事務では添付書類の提出が必要ということとなるため、処理件数は少なくとも独自利用事務に位置づけた方が良いと整理したものである。

#### 【委員の意見等】

会長 住基ネットの利用が実在性と同一性を確認する拠り所となるとの説明だが、個人番号が付番されているということ自体でその人が実在すると言えるのではないか。

事務局 申請者等の個人番号等を住基ネットで確認することができるようにしておくという趣旨であり、確認は個人番号と氏名、住所、生年月日等を一体で行うこととなる。

また、申請は本人確認の上で受理することとなるが、家族の個人番号等を必要とする事務の場合では、審査等の際に改めて家族の個人番号等を確認する場面も想定される。

会長 いずれも同一性の問題と思われる。実在しない個人番号での申請も想定されるのか。

事務局 故意かどうかは別にしてあり得る。申請書に記入された個人番号等の情報について、最終的には住基ネットで真正性を確認することとなる。

会長 情報提供ネットワークシステムの利用は、住基ネットの利用が前提となるのか。

事務局 情報提供ネットワークシステムの利用には個人番号の利用が前提となる。情報提供ネットワークシステムでは検索結果として課税状況等の情報は返ってくるものの、情住基ネットで保存されている最新の本人確認情報は含まれないことから、情報提供ネットワークシステムの検索結果と申請者等が同一人物かを確認する手段を確保しておくことが今回の条例改正の趣旨となる。

会長 趣旨は理解できる。確認は申請全件が対象となるのか。

事務局 申請者については番号法第16条の規定で本人確認をすることとなっており、番号カード等での本人確認が基本であるため、申請全件が対象とはならないと考えている。

会長 教育関係事務で学校が申請をとりまとめるものは、学校側が確認することになるため県の住基ネットを利用することにならないと考えられるがどうか。

事務局 基本は学校事務の方が確認することになる。特殊事情で学校側が保護者等の情報を確認できない場合など、住基ネットの利用は限られた場合になるものと考えられる。

会長 今回条例改正をする事務は、いずれも国の法律に定められているものではなく、県が「上乘せ」や「横出し」を独自に定めている事務ということか。

事務局 法律上の根拠が番号法別表の中に規定されていないものとなる。肝炎や不妊関係の事務については国が実施要綱等を定め、その基準に合致した県の事業に対して国から予算が充てられる仕組みとなっている。

会長 旅券業務用を除けば、本庁設置の住基ネット端末は市町村課設置の1台だけだが、今回条例で規定する事務も市町村課設置端末を利用するのか。

事務局 端末増設の必要性等は現時点では把握しておらず、設置場所も今後の検討事項となる。もちろん、新規利用者の登録等に際しては、ガバナンスの中でしっかり対応していくこととなる。

会長 独自利用事務を法別表の事務と比較しても異質なものは無く、むしろ他にも対象と

なる事務があるように考えられるが、これについて、審査会が意見することではないと思われる。

必要性の点についても、申請全件を対象に住基ネットを利用するのではなく、個人番号等を確認できる手段を確保しておくとの説明であり、各課等で必要がある場合に市町村課設置端末を利用することとなることから、濫用といったことは考えにくいと思われる。

大矢委員 対象者が少ない事務であっても利便性の公平確保のため無視できない旨の説明があったが、高等学校等修学支援事業関係事務の学び直しの支援金関係事務の対象者は約30人程度、高等学校定時制過程及び通信制課程就学奨励金貸与に関する事務の対象者は約40人程度であり、これも同様の考え方で選定されたのか。

事務局 同じようなタイミングで申請等が行われる同種の事務について、添付書類の要、不要は同じ取り扱いとする考えにより選定されたものとなる。

大矢委員 申請者が同一の場合のみでなく、同種の事務手続きで添付書類の要、不要の判断が異なることも避けるということか。

事務局 そのとおりである。

会長 今回は初回であることから、改めて資料等を御覧いただき、御意見があったら次回までに提出していただき、結論を出したいと思う。その前提で準備願いたい。

今日はこれで終わります。